

設		精	
計		算	

工 事 設 計 書

行事五丁目・門樋線

行橋市中央二丁目

老朽管更新事業

工 事 名 舗装工事（中央二丁目）

（設 計 額）

（消 費 税 額）

（合 計）

工 事 費

+

=

第 号	工 事 の 大 要	工事長 L=648.8m ・撤去工 一式 ・舗装工 A=2420.0㎡ ・区画線工 L=25.0m
	起 工 理 由	

舗装工事（中央二丁目）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
舗装工事01	1	式				
撤去工	1	式			A 1 号	
舗装工	1	式			A 2 号	
区画線工	1	式			A 3 号	
安全費	1	式			A 4 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				

舗装工事（中央二丁目）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

舗装工事（中央二丁目）

【 第 1 号 A代価表 】 撤去工						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	25	m			P 1 号	
汚泥吸排車運搬 運搬距離28km	1	m3			施 1 号	
産業廃棄物処理費（カッター汚泥） アスファルト舗装のカッター切断時の濁水	1	m3				
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下	2,420	m2			P 2 号	
殻運搬 舗装版破碎 機械(騒音対策不要、厚15cm以下)	97	m3			P 3 号	
産業廃棄物中間処理料アスファルト(掘削) (積算単価)京築県土管内(旧行橋土木)	97	m3				
計						

舗装工事（中央二丁目）

【 第 2 号 A代価表 】 舗装工						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
不陸整正 17mm以上21mm未満	2,420	m2			P 4 号	
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度アスコン(13)	2,420	m2			P 5 号	
計						

舗装工事（中央二丁目）

【 第 3 号 A代価表 】 区画線工 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
区画線設置 溶融式手動 実線 45cm 塗布厚1.5mm 白	21	m			施 2 号	
区画線設置 溶融式手動 実線 15cm 塗布厚1.5mm 黄 鉛・如ムリ-	4	m			施 3 号	
計						

舗装工事（中央二丁目）

【 第 4 号 A代価表 】

安全費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
交通誘導警備員B		人				
計						

特記仕様書

工事に伴う補償について

工事の施工に伴って、第三者に及ぼした被害（以下「被害」という。）については、工事請負契約約款28条及び共通仕様書等によるところであるが、補償業務の公正かつ適正な処理のため、特に下記事項に留意されたい。

上記被害とは、工事施工中はもちろんのこと、工事完了後においても発生したものをいう。

1 被害の防止

請負者は、工事を施行するにあたり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため最善の努力を払い、適切な処理を講じなければならない。

2 補償責任

第三者に及ぼした被害のうち、次の場合は、請負者が補償しなければならない。

- (1) 請負者が、契約約款、設計図書、または市の指示事項に従わなかったことが原因となった場合。
- (2) 工事の施工につき、請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことが原因となった場合。
- (3) 請負者自らの責任で採用した工法が原因となった場合。
- (4) 不可避免的に発生した被害の場合で軽微（請負金額の100分の1以内）なもの。
- (5) 不可避免的に発生した被害の場合で現場管理費の中の補償費相当額（請負金額の100分の1）に当るもの。

請負者は上記の補償を行った場合、補償の内容等を確認できる資料（写真、図面、領収書等）を作成し、監督員より指示があった場合はすみやかに提出しなければならない。

3 被害の申出、確認

- (1) 請負者は、第三者から被害の申出を受けた場合、申出者を確認するとともに直ちに監督員に報告しなければならない。
- (2) 請負者は、監督員の指示に従い、申出者立会のもと、被害状況の確認を行わなければならない。

4 応急措置

- (1) 請負者は、被害状況の確認の結果、被害の程度が、日常生活に著しく支障をきたすと判断されるときは、速やかに日常生活を継続しうるに足りる応急措置を講じなければならない。
- (2) 応急措置を行うか否かの判断、及び応急措置の内容については、監督員と協議

しなければならない。

また、応急措置を講じたときは、速やかに監督員に報告すること。

(3) 応急措置に必要な費用は、原則として請負者の負担とする。

5 補償交渉等

請負者は、補償交渉等に当っては、補償完了まで誠意をもって被害者に接し、その処理、解決に当らなければならない。

掘削する区域及び延長について

請負者は、掘削する区域及び延長については、当日中に管布設及び埋戻が完了する範囲としなければならない。構造物基礎コンクリート及び巻立コンクリート打設等により当日中に埋戻が完了できない場合には、安全施設の設置、周知等をおこなう通行人等の危険防止に努めなければならない。

埋設物の確認について

請負者は着手前に埋設物の確認を行い、損傷の無いように努めること。

既設上水道管の損傷については現地立会の上、負担割合について発注者、請負者双方で協議するものとする。

他工区との調整について

本工事は「配水管布設替工事（中央三丁目）」及び他の近接工事との調整が必要であり、工程、取り合い及び安全管理について、常に十分な調整を図らなければならない。